

愛西市介護予防・生活支援サービス等に関する Q&A（平成 28 年 11 月 21 日・22 日事業者説明会版より抜粋）

No	サービス 種別等	質問	回答
12	指定手続き	定款には、どのような記載を追加すれば良いですか。	<p>定款の記載は法人の種類によって異なります。そのため、原則所轄庁に相談してください。</p> <p>社会福祉法人以外の記載例としましては、「介護保険法に基づく第1号訪問事業」、「介護保険法に基づく第1号通所事業」です。なお、愛西市所轄の社会福祉法人の場合、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という記載がされていれば、「老人居宅介護等事業」には第1号訪問事業が、「老人デイサービス事業」には第1号通所事業が定義に含まれますので、定款に追加する必要はありません。</p>
13	指定手続き	指定申請受付期間中に定款の変更が間に合わない場合、どうすれば良いですか。	<p>定款変更が間に合わない場合、申請書類と一緒に以下の書類をご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理事会にて定款変更の承認を受けた旨の記載がある議事録 2 補正依頼申立書（参考様式あり） <p>なお、定款変更完了後、速やかに定款の写しをご提出ください。</p>